

令和2年度

定期監査及び行政監査
結果報告書

令和3年2月18日

益城町監査委員

目 次

I	監査の期間及び対象課等	2
II	監査の基本方針	3
III	監査の方法	3
IV	監査の結果	4
1	全般	4
2	財務に関する事務の執行について	4
3	経営的事務の執行について	5
4	復旧事業等の進捗状況について	5
5	備品等の管理状況について	6
6	入札・契約事務について	7
7	職員の時間外勤務状況について	8
8	協議会等現金取り扱いについて	8
9	新型コロナウイルス感染症の対応等について	9
10	工事の現地確認について	10

定期監査及び行政監査結果報告書

I 監査の期間及び対象課等

番号	月日	曜日	対象課名	施設・係等名
1	1月12日	火	全課	書類監査
2	1月13日	水	全課	書類監査
3	1月14日	木	生活再建支援課	生活再建支援係・住まい再建支援係
			公営住宅課	住宅管理係
			復旧事業課	農林整備係・工務係・建築係・宅地復旧係
4	1月19日	火	都市建設課	都市計画係・管理係・工務係
			水道課	管理係・工務係
5	1月25日	月	学校教育課	広安小学校
				広安西小学校
			こども未来課	益城幼稚園
				第二幼稚園
6	1月27日	水	学校教育課	木山中学校
				飯野小学校
			こども未来課	第二保育所
			学校教育課	中央小学校
7	1月29日	金	こども未来課	第三保育所
			学校教育課	津森小学校
			こども未来課	第一保育所
			学校教育課	益城中学校
8	2月1日	月	復興整備課	まちづくり推進室・復興工務係・用地対策係
			生涯学習課	生涯学習係・スポーツ振興係・交流情報センター
9	2月3日	水	福祉課	地域福祉係・障がい支援係・人権対策係・高齢者支援係・介護保険係
			下水道課	管理係・工務係・内水対策係
10	2月5日	金	産業振興課	農政係・農地係・農林振興係・商工観光係

II 監査の基本方針

地方自治法第199条第1項、第2項、第3項及び第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに一般行政事務の執行が適法、適正かつ効率的に行われているか。また、同法第2条第14項及び第15項に規定する事務処理の能率性と組織、運営の合理化の趣旨に則ってなされているかについて監査した。

III 監査の方法

事前に指定して提出を求めた令和2年11月末現在における予算説明別執行一覧及び関係資料を審査するとともに、各担当課長及び各施設長等から事業の説明、各予算の執行状況、職員の健康状態並びに業務量等について説明を受け、現地現物をもって確認した。また、諸台帳等についても確認した。

【指定資料】

- (1) 事務分担表
- (2) 歳出（歳入）予算説明別執行一覧
- (3) 備品台帳一覧表
- (4) 令和2年度 契約一覧表
- (5) 令和2年度 入札実施一覧表
- (6) 令和2年 年次有給休暇等取得状況一覧表（職員）
- (7) 令和2年 年次有給休暇等取得状況一覧表（派遣職員・任期付職員）
- (8) 令和2年度 会計年度任用職員雇用状況一覧表
- (9) 令和2年度 協議会等現金取り扱い調書

IV 監査の結果

1 全般

熊本地震から4年10か月が経過し、復旧事業が最終段階となり、復興事業が進展する一方、新型コロナウイルス感染症が世界的な流行を引き起こし、益城町でもその対応に迫られる中、令和2年度の定期監査及び行政監査を実施した。

監査の結果、財務に関する事務の執行及び事務事業の執行等について、本年度も昨年度と同様、復旧・復興事業関連予算が膨大となり、また、新型コロナウイルス感染症対策に関する予算の迅速かつ適切な執行が求められる状況であったが、概ね適法かつ適正に執行されていることを確認した。

さらに、経営に係る事業の管理及び施設管理並びに一般行政事務についても、復旧・復興事業及び新型コロナウイルス感染症対策関連事業による業務量の増加にもかかわらず、法令・条例等に基づき、概ね適正に処理されていると認められた。

2 財務に関する事務の執行について

歳入歳出の執行状況について、提出された関係書類等を照会した結果、各課等とも諸法令及び財務規則に定められた手続きに従って執行されているのを確認した。

本年度は、文化会館、益城中学校等の施設の再建、橋梁復旧事業、宅地耐震化推進事業等の復旧事業が大詰めを迎え、また、街路事業、都市防災総合推進事業等の復興事業も本格化したことなどにより、一般会計の予算規模について熊本地震前の約3倍と非常に高い水準となっている。

前年度から繰越した事業について、特に最終年度となる事故繰越事業は一部を除いて年度末までに執行されることが確認でき、復旧事業等についてはひとまずの目途がついたと捉えている。

しかしながら、事業の完了、拡大に伴って起債の償還が本格化しており、財政運営が今後ますます難しい局面になることが予想される。財政運営について、合理的かつ効率的な予算の執行はもちろんのこと、将来を見据えた多角的な分析に基づく財政計画を期待する。

3 経営的事務の執行について

経営的事務の執行について、熊本地震に伴う事業規模の拡大や多様化により、その事務・管理等について難しい対応が求められているが、法令・条例等に基づき、適正に処理されていると認めた。

今後進展する都市計画道路益城中央線（県道熊本高森線）拡幅整備事業や益城中央被災市街地復興土地区画整理事業などに関連した復興事業だけでなく、役場庁舎の再建、水道、下水道などの既存施設の長寿命化、最適化など、多額の費用を要する事業が山積している。

これらを計画的、効率的に進めるとともに、国・県及び関係機関とさらなる連携を図り、今まで以上の財源確保の強化と経営的事務における創意工夫に努めていただきたい。

また、災害公営住宅の整備をきっかけに、町営住宅の施設管理を指定管理者に委ねることとなったが、今後、ますます多様化し、専門的となる行政のニーズに対応するため、民間のノウハウを活用する局面は増えていくことと思われる。住民サービスの低下を招かないよう、指定管理者等と十分な連携を取りつつ、効果的、効率的な運営を心掛けていただきたい。

4 復旧事業等の進捗状況について

まもなく熊本地震から5年を迎えようとしているが、関係者の尽力により多くの復旧事業等が完了した。

今回の監査においても、前年度に引き続き復旧事業等の進捗状況を確認した。

河川及び水道・下水道の復旧は完了し、復興事業関連を除く道路・橋梁及び農地復旧事業も完了する。

また、社会体育・教育施設及び各学校、保育所、幼稚園については、文化会館、益城中学校を除いて復旧工事は完了している。文化会館、益城中学校についても、まもなく施設本体工事は完了し使用可能となり、外構整備や旧施設の解体・グラウンドの整備等に移っていくことになる。

最後となる公共施設は、これから本格化する役場庁舎の再建と、複合施設（中央公民館等）である。

仮設住宅入居者は、災害公営住宅の整備完了により約600世帯が仮設住宅から転居し、令和3年3月時点で建設型61戸、借上げ型45戸、計106戸となる見込みである。

このうち土地区画整理事業、宅地復旧工事等の完了後に自宅再建予定の世帯46戸と、建設業者の施工待ち世帯29戸、合わせて75戸が自宅再建によって令和3年度内に仮設住宅を退去できる見通しである。

自宅再建を早めるために土地区画整理事業、宅地復旧工事等の早期完了が望まれており、そのために県や関係機関、事業者と連携しながら、事業の推進に努めていただきたい。

また、私道、共同墓地、雑種地等については、今後も復興基金事業による支援が継続される予定であるが、地域施設である自治公民館の再建等についても申請に基づいて費用を補助する自治公民館復旧事業が行われており、継続される予定である。

その事業に合わせて「益城町の自治公民館の再建のため」の兵庫県義援金（以下、「義援金」という。）による町内の自治公民館の修繕、建替への支援補助が行われている。主は益城町補助金等交付規則に基づく補助金であるが、それを補完して義援金を活用している。しかし、益城町自治公民館整備等補助交付要項には上限額を設けており、それを上回る規模の場合の義援金の取り扱いについては定めがない。現在、義援金残高は約2600万円、今後、規模の大きい申請も考えられるため、補助済のものと不公平にならぬよう配慮しつつ、義援金の趣旨に沿った運用規定を検討すべきである。

5 備品等の管理状況について

平成30年度定期監査及び行政監査において、各課等が保有していた備品等の管理状況について、概況を確認した。

これは熊本地震から一定期間が経過するなか、当面の業務の煩雑さや、担当者、勤務場所が頻繁に変更したこと等により、備品台帳に基づく確認がなされにくい状態であったために行ったものである。

その後、組織再編や担当者の交代等があり、2年経過したため、備品の保有変動や改善への取組状況について再度確認を行った。

今回、提供資料として指定した「備品台帳一覧表」により、その整理状況を確認した。

全般的にその後保有した備品の追加登録等が行われ、配置場所も明記されており良好な整理状況であった。

ただ、一部には、所管課名が旧名称、数量変動の未修正、配置場所の記載漏れ等が見受けられた。また、所管課不明の備品が配置されている所もあった。

今春予定されている組織改編や、数年後の本庁舎復帰を念頭に置いて、対応できるものから速やかに着手していただきたい。

また、各課が保有する個別備品として登録されているパソコンの管理について、課独自の業務に使用する専用パソコンには取扱いに注意が必要な個人情報等のデータが内蔵されていることが多い。廃棄の際は備品登録上の手続きとともに適正な処分を行い、データの流出等が無いように注意していただきたい。

6 入札・契約事務について

今回の監査においても、「令和2年度契約一覧表」、「令和2年度入札実施一覧表」を指定資料として提出を求め、各課が行った入札・契約事務のなかで、過年度も含めて、執行された調達方式の状況について確認した。

これまで実施してきた入札・契約方式は、価格のみの競争で落札者を決定する最低価格自動落札方式が一般的で、従来この方式によって一般・指名競争入札及び随意契約（従来型）を行ってきた。

令和2年度に実施した入札・契約等についてもほとんどが従来型の方式によるものであるが、それに比べて件数は少ないものの新たな方式を採用したものがあつた。

実績事例が僅少な新しい業務、高度な技術力が求められる業務及び事業運営ノウハウが必要な業務など、これまでに経験しなかった多様な業務形態に対応していくためには、従来型ではない新たな方式・方法による調達を試みることになる。

熊本地震以前より、指定管理業務においては価格と業務運営計画を一括して提案させ、それらを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式が採られ、件数も増加傾向にある。

前年度までに実施した災害公営住宅整備では調達手法として買取方式が採用され、そのメリットを十分に発揮し生活再建支援に大きく寄与したところである。また、復興計画策定業務等では、技術提案を求め、評価するプロポーザル方式によって選定した特定者と単独随意契約をし、業務委託を行った。

今年度のみんなの家移設工事では、計画・設計方針を踏襲するため、設計・施工を一括して単独随意契約で発注している。

そのほか、公募により業務実績や技術者資料の提出を求め、それらの評価によって指名業者を選定するなど多様な調達方式の試みが行われている。

今後、これらの方式を本格的に採用するには、新たな入札契約制度や実施要領等の制定が必要になってくる。そのような段階に備えて、現在行っている従来型とは異なる新たな方式による入札・契約事例の記録を作成し、改善すべき課題等を整理して、次世代職員への継承を図ることが重要と考える。

7 職員の時間外勤務状況について

熊本地震からの復旧・復興のため増大していた職員の業務量について、発災直後に比べると比較的落ち着きを取り戻してはいるが、熊本地震前と比較すると依然として平常とはいえない状況が続いている。そこで職員の時間外勤務の状況を確認することとした。

令和2年度の状況としては、令和2年3月から11月までの9か月間の職員の時間外勤務を集計したところ、平均は月約14時間であり、月45時間を超える職員が15名、そのうち4名が月60時間以上で、特に健康障害のリスクが高まるとされる月80時間を超える職員が2名いた。

時間外勤務が常態化した職員は復旧・復興関連事業の担当者に多く、また、新型コロナウイルス感染症の対応のために業務量が大幅に増加した職員も見受けられ、災害時や非常時対応における職員への負担増が目立っている。

現在、月の時間外勤務が60時間以上の職員に対し、産業医等のフォローアップをしているとのことだが、職員の健康を守り、ワークライフバランスを図る上でも、業務の平準化や、補完人材の育成・確保、課を超えた横断的な業務への取り組み等を推進していただきたい。

8 協議会等現金取り扱いについて

町の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金等の出納事務は会計課の所管であるが、それ以外に協議会等が公的機関からの補助金等の現金を取り扱っているものがある。この会計事務はそれぞれの協議会事務局となる担当課で行っている場合がある。

今回の監査においても「令和2年度協議会等現金取り扱い調書」として指定して提出を求め、事務局を担当している4課の13件について監査を行った。

全てが通帳で適切に管理されており、それぞれの規則等に基づいて会計・決算報告や監査報告を行い、残高も合致していた。

ただ、取り扱い通帳の名義が会計担当者となっているものがいくつか見受けられたので、届出印（団体印）に合う協議会等代表者名に改めることを検討願いたい。それとともに通帳・印章の取り扱い・保管についても再度確認をお願いしたい。

9 新型コロナウイルス感染症の対応等について

熊本地震からの復旧・復興を進めるなか、新型コロナウイルス感染症が全国的な広がりを見せ、令和2年8月には益城町にも感染者が発生し、令和2年12月までに17名が感染、さらに令和3年1月には1か月間に33名の方が感染され、これまでに50名の感染者が発生している。

今回の監査において、新型コロナウイルス感染症に関する各課、施設等の対応について確認を行った。

町は新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、国の非常事態宣言及び緊急経済対策等へ対応するために、様々な施設整備や関連事業を行った。

特別定額給付金給付のため、福祉課に特別定額給付金担当を配置し、対象世帯13,574世帯、対象人数33,216人への給付事務を行った。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、町内事業所やひとり親家庭、子育て世帯への経済的な支援、安心、安全の確保等に活用されていた。

また、学校、幼稚園、保育所等の各教育施設においては、感染拡大防止のための様々な措置が講じられており、また、授業や行事等への大きな変更や対応を迫られたとのことである。

今のところ、コロナ関連による大きなトラブルは発生していないようだが、今後のウィズコロナ、アフターコロナを見据え、様々な行政課題、地域課題に対しては、全庁的に取り組み、柔軟な発想で臨んでいただきたい。

10 工事の現地確認について

工事の施工及び監理状況について、以下の工事現場の進捗状況等を視察・検証したが、適正な監理のもとで事業が進められているのを確認した。

【監査実施工事名等】

- ・ 災工農（繰越）第1号
平成28年災443-1051 潮井地区災害復旧工事
場所：益城町大字杉堂地内
工期：令和2年8月6日～令和3年3月31日
- ・ 28災過受託第7730-0-102号
町道城山田原線（三竹橋上部工）28年発生橋梁災害復旧工事
場所：益城町大字田原地内
工期：令和元年10月25日～令和3年3月19日
- ・ 都計道工（繰）第3号
木山橋既存橋撤去工事
場所：益城町大字木山地内
工期：令和2年10月27日～令和3年3月12日